

# 海南市耐震改修促進計画 改訂の概要

## 計画の目的

災害に強いまちづくりを目的に、命を守るための防災対策の一つとして、日常生活において最も滞在時間の長い住宅や、多数の者が利用する建築物、市有建築物の耐震対策に係る取組を策定するものです。

## 計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

## 1 節. 住宅

### 1. 住宅の耐震化への取組方針

地震に対する住宅の安全性向上を一層促進するため、市全域を耐震化すべき区域とし、国や県、建築関係団体との連携を図りながら、各種事業による支援を強化していきます。

### 2. 住宅の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策の展開

取組方針に基づき、住宅の耐震化を促進するため、以下の支援策等を積極的に展開します。

#### ○耐震化の啓発

- (1) パンフレットや広報紙等による啓発
- (2) 啓発活動の実施
- (3) 各戸訪問等の実施
- (4) リフォームにあわせた耐震改修の促進

#### ○支援体制の充実

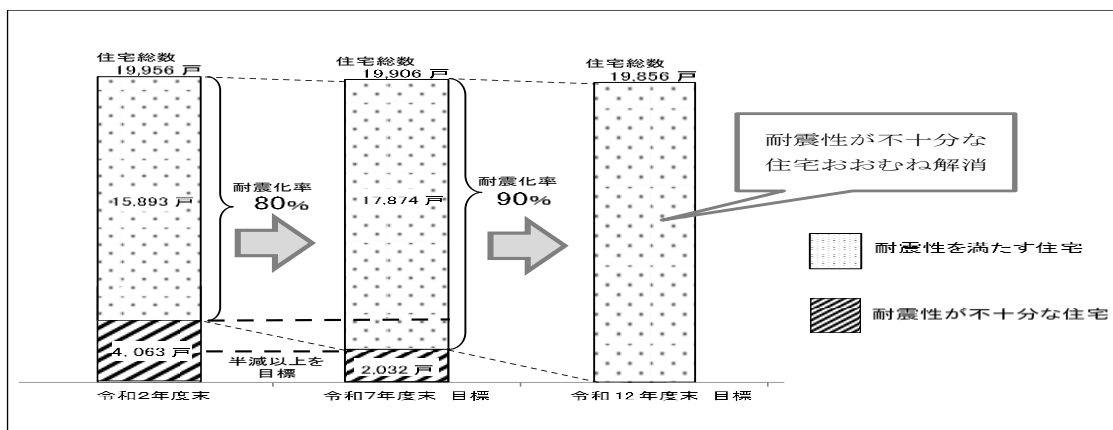
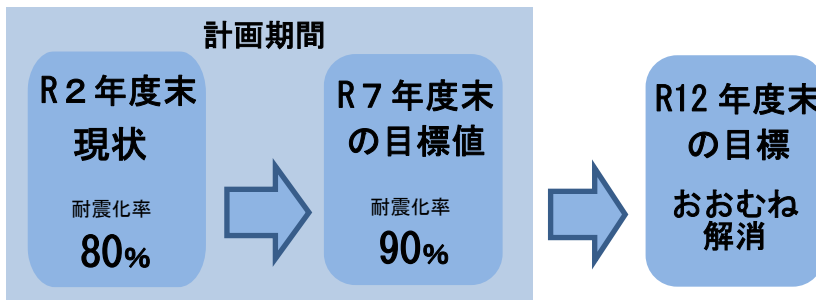
- (1) 耐震相談窓口の充実
- (2) 県の耐震改修サポート事業の活用促進

#### ○耐震化の促進に係る支援策

- (1) 木造住宅耐震診断事業
- (2) 非木造住宅耐震診断補助事業
- (3) 住宅耐震改修補助事業
  - ①耐震補強設計・耐震補強工事
  - ②建替設計・建替工事
- (4) 耐震ベッド・耐震シェルター設置工事補助事業

### 3. 住宅の耐震化の現状と目標設定

住宅・土地統計調査より推計すると、本市の令和2年度末の住宅の耐震化率は80%となっています。今後10年間で耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としますが、本市の実状も勘案し、まずは5年間の計画期間中の目標値を90%と設定し、着実な取組を進めます。



## 2節. 特定既存耐震不適格建築物

### 1. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の取組方針

地震に対する特定既存耐震不適格建築物の安全性向上を一層促進するため、耐震改修促進法に基づき、耐震化の指導・助言等は所管特定行政庁である県が行うこととなりますが、本市も県と連携して民間所有の多数の者が利用する法第14条第1号特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進します。

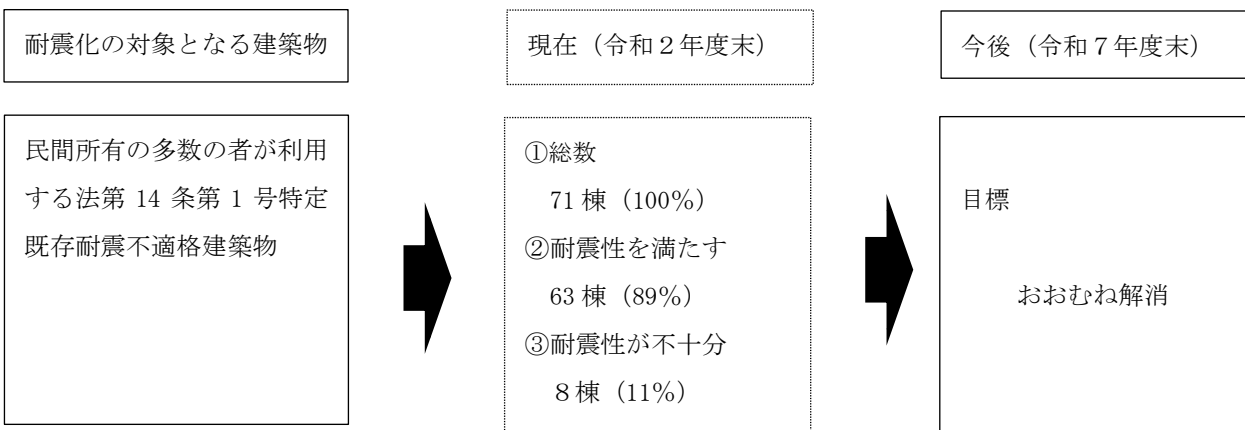
### 2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策の展開

#### ○耐震化の啓発

民間所有の多数の者が利用する法第14条第1号特定既存耐震不適格建築物を対象に、県と連携し耐震化の啓発を行い、普及活動を強化していきます。

### 3. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標設定

民間所有の多数の者が利用する法第14条第1号特定既存耐震不適格建築物については、県計画の目標設定に準じ、令和7年度末までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とします。



## 3節. 市有建築物

### 1. 市有建築物の耐震化の取組方針

耐震化を図る必要がある市有建築物全ての耐震化がなされています。今後も引き続き耐震化率を100%とし、利用者の安全を確保します。

### 2. 市有建築物の耐震化の現状と目標設定

